

# た ま な ん 多摩南三二通信

(財)東京都保健医療公社  
多摩南部地域病院  
地域医療連絡室第15号  
平成10年12月1日発行

ご存じですか？ 高額療養費の還付制度 「医療費負担を軽くするために」

健康保険を使って診療を受けた時、患者負担金額が一定の限度額をこえた場合に、こえた部分が健康保険からおおむね3か月後に還付されます。

## ★対象は・・・★

病院から発行される領収書の太線で囲んだ部分(患者負担金額)が、1か月(暦月・1日～31日)で、63,600円(12/1現在)(非課税世帯35,400円)以上の場合。

1か月の医療費自己負担分	
← 保険適用外	→ 保険適用
63,600円 (35,400円)	還付部分

領収書の例

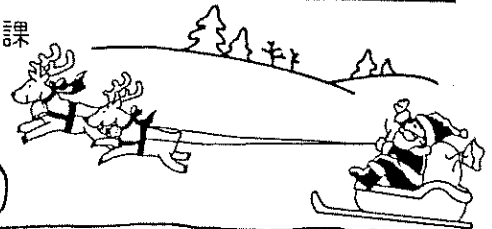
◎入院と外来、医科と歯科でかかった費用はそれぞれ別個の扱いとなります。

## ★手続き窓口及び問い合わせ先は・・・★

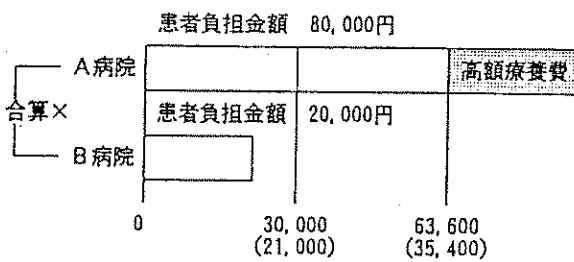
- 【国民健康保険】 市区町村役場(役所)の国民健康保険課
- 【社会保険】 所轄の社会保険事務所
- 【健康保険組合】 会社の健康保険関係の担当課など
- 【その他】 各保険組合の担当課など

## ★こんな場合はどうなるの？★

保険証のおもてを見て、加入保険を確認してね？

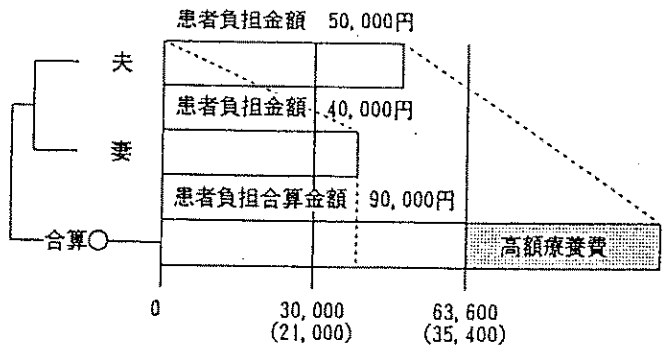


★A病院に入院し、同じ月にB病院に転院。患者負担金額がA病院は80,000円、B病院は20,000円だった場合。



・複数の医療機関にかかった場合、同一の医療機関で患者負担金額が、30,000円以上(非課税世帯21,000円)にならないと合算できません。したがってこの場合、B病院は20,000円ですので、合算はできず、A病院の80,000円に対して16,400円だけ還付されます。

★夫と妻がそれぞれ、同じ月に病院にかかった。患者負担金額が夫は50,000円、妻は40,000円だった場合。



・同一世帯(保険証が同じ)で、複数人病院にかかる場合も、複数の医療機関にかかる場合と同様の扱いになります。この場合、夫も妻も各自の患者負担金額が、30,000円以上なので、合算することができます。40,000円と50,000円をたした、90,000円に対して26,400円還付されます。

- ★院外処方による薬代は、その院外処方箋を発行した医療機関の患者負担金額とみなします。
- ★訪問看護料も還付対象になります。
- ★過去12か月以内の還付が3回以上になる場合、4回目から37,200円以上(非課税世帯24,600円)が還付となります。
- ★高額療養費は支払わなければ使えない制度です。高額な医療費で支払いが困難な場合、保険によっては、無利子の貸付制度があります。



\*「多摩南三二通信」をご希望の方は総合案内にお申し出ください。\*

